

古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内への移住・定住を促進するため、住宅建築等補助金を交付することに関し、古平町補助金等交付規則（昭和63年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 建築完成の日から第9条に規定する補助金の交付決定日までの期間が1年未満であって、玄関、台所、便所、浴槽及び居室を有し、居住の用に供する住宅（併用住宅で延床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。
- (2) 中古住宅 建築完成の日から第9条に規定する補助金の交付決定日までの期間が1年以上であって、玄関、台所、便所、浴槽及び居室を有し、居住の用に供する住宅（併用住宅で延床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。
- (3) 一般移住者 平成28年4月1日以後に本町に転入し住民登録をした者であって、当該住民登録をした日以前5年までの間に本町に住民登録されていない者をいう。
- (4) 若年移住者 前号の移住者であって、住民登録した日において年齢40歳以下である者をいう。
- (5) 子育て移住者 第3号の移住者であって、第9条に規定する補助金の交付決定日において18歳に達する日以後の最初の3月31

日までにある者を養育する者をいう。

- (6) 一般若年者 平成28年3月31日以前から本町に住民登録されている者であって、平成28年4月1日以後に年齢40歳に達する者をいう。
- (7) 一般子育て者 平成28年3月31日以前から本町に住民登録されている者であって、第9条に規定する補助金の交付決定日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を養育する者をいう。
- (8) 一般者 第3号から前号までのいずれにも該当しない町民
- (9) 町内業者 町内に本店を有し住宅関連事業を営む法人又は町内に住所を有し住宅関連事業を営む個人事業者

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、新築住宅を建築し若しくは購入し又は中古住宅を購入した者で、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 第9条に規定する補助金の交付決定をした日の属する年度の末日までに自らが当該住宅に居住するとともに、引続き5年以上居住することを誓約する者であること。
- (2) 3親等内の親族から購入した住宅（土地を含む。）でないこと。
- (3) 世帯全員が本町に納付すべき町税等に滞納がないこと。
- (4) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(新築住宅補助金の交付額)

第4条 新築住宅補助金の額は、新築住宅の建築又は購入に要した費用（新築住宅の建築又は購入する年度と同一年度に購入する土地購入費を含む。）のうち、補助対象者が負担する額の100分の10以内の額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が次の各号に

掲げる者の区分に応じて当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 一般移住者 100万円（町内業者が新築住宅を建築した場合は150万円）
- (2) 若年移住者 150万円（町内業者が新築住宅を建築した場合は200万円）
- (3) 子育て移住者 150万円（町内業者が新築住宅を建築した場合は200万円）
- (4) 一般若年者 100万円（町内業者が新築住宅を建築した場合は150万円）
- (5) 一般子育て者 100万円（町内業者が新築住宅を建築した場合は150万円）
- (6) 一般者 50万円（町内業者が新築住宅を建築した場合は100万円）

2 新築住宅を2人以上の補助対象者で共有するものであるときは、その持分に応じた負担額を基礎としてそれぞれの補助金の額を算出するものとする。この場合において交付される補助金の額は、補助対象者それぞれに適用される限度額のうち最も高い額の範囲内とする。

（中古住宅補助金の交付額）

第5条 中古住宅補助金の額は、中古住宅の購入に要した費用（中古住宅の購入年度と同一年度に購入する土地購入費を含む。）のうち、補助対象者が負担する額の100分の20以内の額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 一般移住者 50万円
- (2) 若年移住者 75万円
- (3) 子育て移住者 75万円
- (4) 一般若年者 50万円

(5) 一般子育て者 50万円

(6) 一般者 25万円

2 中古住宅を2人以上の補助対象者で共有するものであるときは、その持分に
応じた負担額を基礎としてそれぞれの補助金の額を算出するものとする。この
場合において交付される補助金の額は、補助対象者それぞれに適用される限度
額のうち最も高い額の範囲内とする。

(補助金の認定申請)

第6条 補助金の認定を受けようとする者は、あらかじめ古平町定住促進新築住
宅補助金認定申請書(様式第1号)又は古平町定住促進中古住宅補助金認定申
請書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

(補助金の認定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の認定申請書を受理したときは、その
内容を審査し、その結果を古平町定住促進新築住宅補助金認定(不認定)通知
書(様式第3号)又は古平町定住促進中古住宅補助金認定(不認定)通知書(様
式第4号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、古平町定住促進新築住宅補助金交
付申請書(様式第5号)又は古平町定住促進中古住宅補助金交付申請書(様式
第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審
査し、補助の可否を決定し、古平町定住促進新築住宅補助金交付決定(却下)
通知書(様式第7号)又は古平町定住促進中古住宅補助金交付決定(却下)通
知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、当該交付決定に係
る内容を変更しようとするときは、古平町定住促進新築住宅補助金決定内容変

更申請書（様式第9号）又は古平町定住促進中古住宅補助金決定内容変更申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更にあつては、この限りでない。

（補助金の変更交付決定）

第11条 町長は、前条の規定により補助金決定内容変更承認申請書の提出があつたときは、その交付決定については、第9条の規定を準用する。

（実績報告）

第12条 補助金交付の決定を受けた者は、新築住宅が建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受け、当該建物及び土地の登記が完了した場合には、古平町定住促進新築住宅補助金実績報告書（様式第11号）又は古平町定住促進中古住宅補助金実績報告書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第13条 町長は、前条の規定により補助金実績報告書の提出があつたときは、その内容について審査し、補助することが適当と認めたときは、補助額を確定し、実績報告書を提出した者に古平町定住促進住宅建築等補助金交付額確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた者は、古平町定住促進住宅等補助金請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 補助金の交付決定を受けた者は、交付された補助金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第16条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額又は別表に掲げる経過年数の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を返

還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付を受けた日から5年を経過しない期間内に補助対象家屋又は土地を取り壊し、貸与し、又は売却したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由があったとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、古平町定住促進住宅建築等補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。
- 3 町長は、前2項の規定により補助金の返還を求めるときは、古平町定住促進住宅建築等補助金返還命令書（様式第16号）により通知するものとする。

（報告等）

第17条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者から必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- （失効）
- 2 この訓令は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、第15条から第17条までの規定は、この訓令の失効後もなおその効力を有する。

別表（第16条関係）

補助金交付額確定通知日から補助金返還命令通知日までの期間	返還させる額
1年未満	補助金の全額
1年以上2年未満	補助金の100分の80
2年以上3年未満	補助金の100分の60
3年以上4年未満	補助金の100分の40
4年以上5年未満	補助金の100分の20

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

古平町長 様

(代表者)

住 所

氏 名

⑩

(電 話)

古平町定住促進新築住宅補助金認定申請書

古平町定住促進新築住宅補助金の認定を受けたいので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 新築住宅の建築予定住所；

2 建築予定業者；

3 予定建設費；建物代金 万円 土地代金 万円

4 事業予定期間； 年 月から 年 月まで

5 登記上の予定持分按分率；

(添付書類)

(1) 新築住宅建築予定位置図

(2) 誓約書 (別紙 1)

(3) 調査同意書 (別紙 2)

(申請者) 住所

氏名

(申請者) 住所

氏名

別紙 1

誓 約 書

私は、古平町定住促進新築住宅補助金（古平町定住促進中古住宅補助金）の交付決定をした日の属する年度の末日までに当該補助金を受けた住宅に居住するとともに、引続き5年以上居住することを誓約します。また、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第16条第1項から第3項の規定により補助金の返還を求められたときは、速やかに返還することを誓約します。

年 月 日

古平町長 様

(申請者) 現住所

氏 名

Ⓜ

(申請者) 現住所

氏 名

Ⓜ

調査同意書

年 月 日

古平町長 様

(申請者) 現住所
氏 名 ⑩

(申請者) 現住所
氏 名 ⑩

(同居予定者) 現住所
氏 名 ⑩

私は、古平町定住促進新築住宅補助金（古平町定住促進中古住宅補助金）の申請にあたり、次の事項について古平町が調査を行うことに同意します。

記

- 1 私の住民登録に関する事項
- 2 私の町税等の納付状況に関する事項

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

古平町長 様

(代表者)

住 所

氏 名

⑩

(電 話)

古平町定住促進中古住宅補助金認定申請書

古平町定住促進中古住宅補助金の認定を受けたいので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第6条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 購入予定中古住宅の住所；

2 購入予定中古住宅の所有者；

3 予定購入費；建物代金 万円 土地代金 万円

4 事業予定期間； 年 月から 年 月まで

5 登記上の予定持分按分率；

(添付書類)

(1) 取得予定中古住宅の位置図

(2) 誓約書（別紙1）

(3) 調査同意書（別紙2）

(申請者) 住所

氏名

(申請者) 住所

氏名

様式第3号（第7条関係）

古平町定住促進新築住宅補助金交付認定（不認定）通知書

古 建 号

年 月 日

様

古平町長

⑨

年 月 日付けで提出ありました古平町定住促進新築住宅補助金認定申請について、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

認 定 の 可 否	認 定 ・ 不 認 定
補助対象経費見込額	
事 業 予 定 期 間	年 月 から 年 月 まで
不 認 定 の 理 由	

【留意事項】

- 1 古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱等の規定を遵守すること。
- 2 補助金の交付決定を受けた者は、交付された補助金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。
- 3 次のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

(1) 虚偽その他不正行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受け

たとき。

- (2) 補助金の交付を受けた日から5年を経過しない期間内に補助対象家屋又は土地を取り壊し、貸与し、又は売却したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由があったとき。

4 新築住宅に係る建築確認済証の受領を受けた場合には、住宅の建設工事に着手する前に、補助金交付申請書に次の書類を添えて補助金の交付申請を行ってください。

- (1) 建築確認済証の写し又は建築工事届の写し
- (2) 工事請負契約書又は建物売買契約書の写し
- (3) 土地売買契約書の写し
- (4) 建物の位置図、平面図及び立面図
- (5) 申請者及び同居予定者の住民票の写し
- (6) その他町長が指定する書類

様式第4号（第7条関係）

古平町定住促進中古住宅補助金交付認定（不認定）通知書

古 建 号

年 月 日

様

古平町長

⑨

年 月 日付けで提出ありました古平町定住促進中古住宅補助金認定申請について、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

認 定 の 可 否	認 定 ・ 不 認 定
補助対象経費見込額	
事 業 予 定 期 間	年 月 から 年 月 まで
不 認 定 の 理 由	

【留意事項】

- 1 古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱等の規定を遵守すること。
- 2 補助金の交付決定を受けた者は、交付された補助金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。
- 3 次のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

(1) 虚偽その他不正行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受け

たとき。

- (2) 補助金の交付を受けた日から5年を経過しない期間内に補助対象家屋又は土地を取り壊し、貸与し、又は売却したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由があったとき。

4 中古住宅（土地を含む）の売買契約を行ったときは、補助金交付申請書に次の書類を添えて補助金の交付申請を行ってください。

- (1) 中古住宅の売買契約書の写し
- (2) 中古住宅の土地売買契約書の写し
- (3) 中古住宅建物の位置図、平面図、立面図及び写真
- (4) 申請者及び同居予定者の住民票の写し
- (5) その他町長が指定する書類

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

古平町長 様

(代表者)

住 所

氏 名

印

(電 話)

古平町定住促進新築住宅補助金交付申請書

古平町定住促進新築住宅補助金の交付を受けたいので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第8条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

(申請者) 住所

氏名

印

(申請者) 住所

氏名

印

- 1 補助対象経費；
- 2 建築業者；
- 3 補助金交付申請額；
- 4 着工予定日； 年 月 日 完成予定日： 年 月 日
- 5 登記上の予定持分按分率；

(添付書類)

- (1) 建築確認済証の写し又は建築工事届の写し
- (2) 工事請負契約書又は建物売買契約書の写し
- (3) 土地売買契約書の写し
- (4) 建物の位置図、平面図及び立面図
- (5) 申請者及び同居予定者の住民票の写し
- (6) その他町長が指定する書類

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

古平町長 様

（代表者）

住 所

氏 名

印

（電 話）

古平町定住促進中古住宅補助金交付申請書

古平町定住促進中古住宅補助金の交付を受けたいので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第8条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

（申請者）住所

氏名

印

（申請者）住所

氏名

印

- 1 補助対象経費：
- 2 補助金交付申請額：
- 3 建物等購入予定日： 年 月 日
- 4 登記上の予定持分按分率：

（添付書類）

- （1）中古住宅の売買契約書の写し
- （2）中古住宅の土地売買契約書の写し
- （3）中古住宅建物の位置図、平面図、立面図及び写真
- （4）申請者及び同居予定者の住民票の写し
- （5）その他町長が指定する書類

様式第7号（第9条関係）

古平町定住促進新築住宅補助金交付決定（却下）通知書

古 建 号
年 月 日

様

古平町長 ⑩

年 月 日付けにて交付申請のあった古平町定住促進新築住宅補助金について、下記のとおり交付（却下）することを決定したので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付予定額 円
（補助金の交付を却下する場合は、その理由）
- 2 留意事項
 - （1） 補助申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長に届け出て承認を受けてください。
 - （2） 新築住宅が完成し、建物及び土地登記が完了したときは、古平町定住促進新築住宅補助金実績報告書を提出してください。
 - （3） この通知は、補助金の交付を確約するものではなく、補助金の交付には実績報告書の審査の合格後に、補助金請求する必要があります。

様式第8号（第9条関係）

古平町定住促進中古住宅補助金交付決定（却下）通知書

古 建 号
年 月 日

様

古平町長 ⑩

年 月 日付けにて交付申請のあった古平町定住促進中古住宅補助金について、下記のとおり交付（却下）することを決定したので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付予定額 円
（補助金の交付を却下する場合は、その理由）
- 2 留意事項
 - （1） 補助申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長に届け出て承認を受けてください。
 - （2） 中古住宅を購入し、建物及び土地登記が完了したときは、古平町定住促進中古住宅補助金実績報告書を提出してください。
 - （3） この通知は、補助金の交付を確約するものではなく、補助金の交付には実績報告書の審査の合格後に、補助金請求する必要があります。

様式第9号（第10条関係）

古平町定住促進新築住宅補助金決定内容変更申請書

年 月 日

古平町長 様

（代表者）

住 所

氏 名

⑩

（電 話）

年 月 日付けにて補助金の交付決定を受けた新築住宅の申請内容を変更したいので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

1) 建築費・用地費の変更

2) 施工業者の変更

3) その他の変更

2 変更後の補助金の交付申請額

円

（添付書類）

・ 町長が指定する書類

様式第10号（第10条関係）

古平町定住促進中古住宅補助金決定内容変更申請書

年 月 日

古平町長 様

（代表者）

住 所

氏 名

印

（電 話）

年 月 日付けにて補助金の交付決定を受けた中古住宅購入の申請内容を変更したいので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

1) 建物等購入費の変更

2) その他の変更

2 変更後の補助金の交付申請額 円

（添付書類）

- ・ 町長が指定する書類

様式第11号（第12条関係）

古平町定住促進新築住宅補助金実績報告書

古平町長 様

年 月 日

（代表者）

住所

氏名

印

電話

年 月 日付けにて補助金の交付決定を受けた古平町定住促進新築住宅補助金について事業が完了したので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

添付書類

- (1) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 建築工事代金又は住宅購入代金の領収書の写し
- (3) 土地購入代金の領収書の写し
- (4) 建物及び土地の登記全部事項証明書
- (5) 新築住宅の完成写真（内部、外部）
- (6) その他町長が指定する書類

様式第12号（第12条関係）

古平町定住促進中古住宅補助金実績報告書

古平町長 様

年 月 日

（代表者）

住所

氏名

⑩

電話

年 月 日付けにて補助金の交付決定を受けた古平町定住促進中古住宅補助金について事業が完了したので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

添付書類

- (1) 住宅購入代金の領収書の写し
- (2) 土地購入代金の領収書の写し
- (3) 建物及び土地の登記全部事項証明書
- (4) その他町長が指定する書類

様式第13号（第13条関係）

古平町定住促進住宅建築等補助金交付額確定通知書

古 建 号

年 月 日

様

古平町長

⑨

年 月 日付けで実績報告の提出がありました定住促進住宅建築等補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

補助金の区分 定住促進新築住宅補助金（定住促進中古住宅補助金）

補助金の交付確定額 円

【留意事項】

この通知を受けた者は、速やかに古平町定住促進住宅建築等補助金請求書を提出してください。

様式第14号（第14条関係）

古平町定住促進住宅建築等補助金請求書

年 月 日

古平町長 様

請求者 住所
氏名 ⑩

古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第14条の規定により請求します。
記

- 1 補助金の区分 定住促進新築住宅補助金（定住促進中古住宅補助金）
- 2 請求金額 円

補助金振込先

金融機関名			
店舗名	<input type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> () 支店	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	
口座番号			
口座名義人	フリガナ 氏名		

注) 請求者氏名及び口座名義人欄には、補助金交付の決定を受けた者の氏名を
記入すること。

様式第15号（第16条関係）

古平町定住促進住宅建築等補助金交付決定取消通知書

古 建 号

年 月 日

様

古平町長

印

年 月 日付け古建号で交付の決定をした補助金について、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第16条第1項の規定により取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

補助金の区分及び補助金の取り消し内容	
取消しの理由	

様式第16号（第16条関係）

古平町定住促進住宅建築等補助金返還命令書

古 建 号

年 月 日

様

古平町長

印

年 月 日付け古建号で取り消しの決定をした補助金について、古平町定住促進住宅建築等補助金交付要綱第16条第3項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

記

補助金の区分	
交 付 年 月 日	年 月 日
交 付 額	金 円
返 還 額	金 円
返還金の支払期限	上記返還額を別紙の納付書により、 年 月 日までに返還してください。